

TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA 原産地規則について 【ケーススタディ】



2019年10月

財務省関税局・税関
EPA原産地センター

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

自己申告制度利用の流れ

製品の生産工程表・材料一覧表等を準備

製品の生産がどこまで遡っても協定締約国で完結している。

全ての一次材料(注2)が協定上の原産品である。

一次材料に非原産材料が含まれる。

完全生産品

原産材料のみから生産される製品

製品のHS番号を調べて品目別規則を確認。
規則に応じて下記a~cについて準備した資料(必要に応じて追加資料を入手)で確認し、規則を満たすか検討する。
a. 関税分類変更基準… 全材料とそのHS番号
b. 付加価値基準… 計算に必要なコスト
c. 加工工程基準… 製造工程

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

規則を満たす

規則を満たさない材料がある

原産品申告書
提出省略可

①「原産品申告書」
作成又は入手

原産品申告書
提出省略可

①「原産品申告書」
作成又は入手

累積、僅少の非原産材料(許容限度)その他の規定の適用により、品目別規則を満たすかを確認。

規則を満たす

規則を満たさない

一次産品であり、インボイス等によって完全生産品であることが確認できる場合には、②③の提出省略可。

実質的変更基準を満たす製品

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

原産品申告書
提出省略可

①原産品申告書
作成又は入手

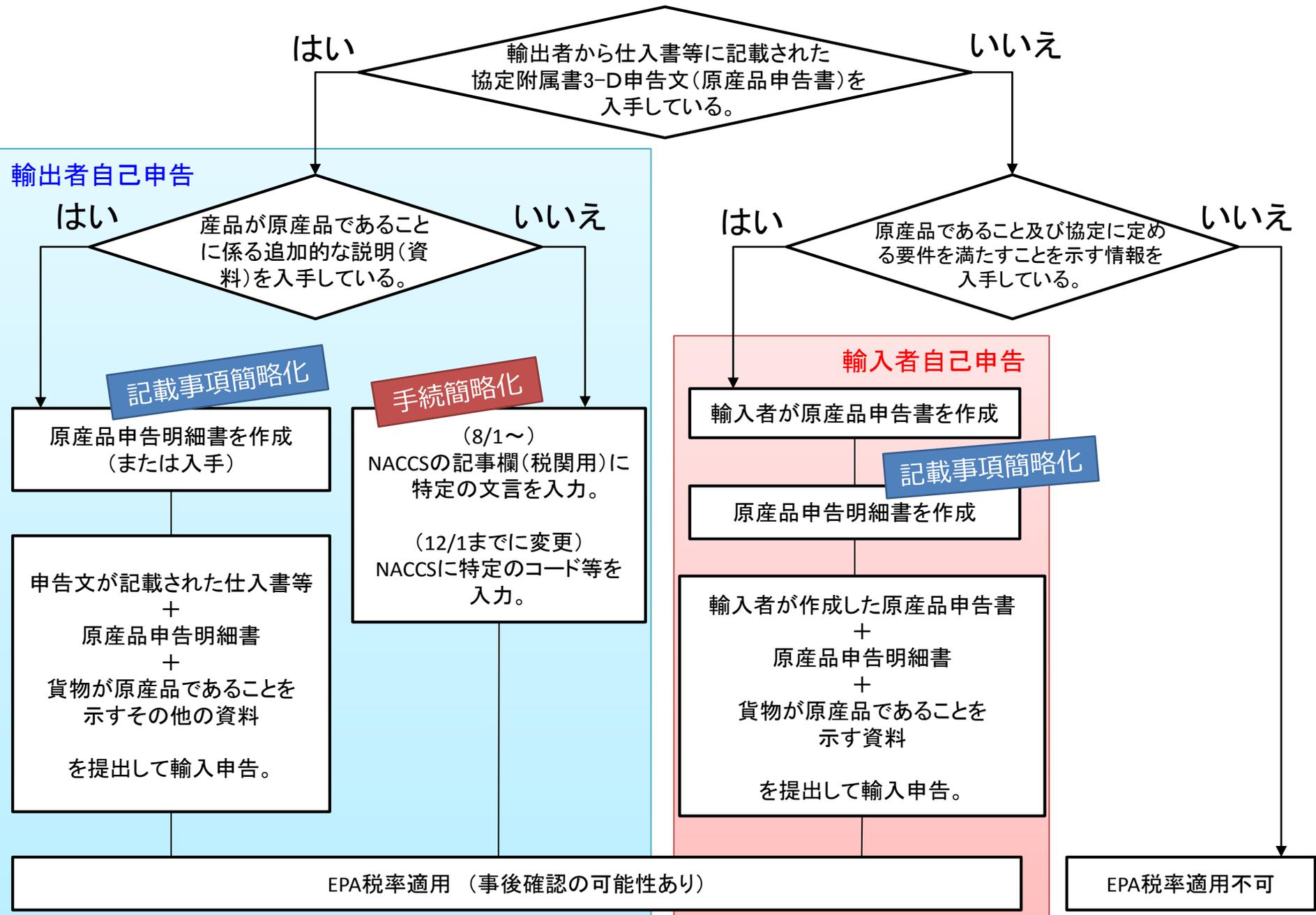
原産品ではない
(特惠適用不可)

・文書による事前教示を取得し、輸入申告書に登録番号を記載した場合は、②③の提出省略可。

・EU・EPAにおいては、生産者又は輸出者が協定附属書3-D申告文(原産品申告書)を作成する場合(輸出者自己申告)であって、輸入者が製品が原産品であることに係る追加的な説明(資料)を入手していない場合には、②③の提出省略可。

②「原産品申告明細書」を作成し、
③「製品が協定上の原産品であることを示す関係書類」を添付する。

日EU・EPA 自己申告制度



I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

<原産品申告書記載要領> 税関様式C第 5292号-3

原産品申告書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

| 1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス | | | |
|---|---|---------------------------|---|
| 2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス | | | |
| 3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス | | | |
| No. | 4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、半明している場合） | 5. 関税分類 番号（6桁、HS-2012） | 6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU） |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間） | | | |
| 8. その他の特記事項 | | | |

9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日 _____

作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____

代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____

代理人の住所又は居所 _____

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

輸出者の住所は、締約国内の製品が輸出された場所とする。

輸出者と異なる場合に記載する。
生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。
これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
なお、生産者の住所は、締約国内の製品が生産された場所とする。

製品毎に記載する。

品名は、対象となる製品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。
なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

- WO：完全生産品
- PE：原産材料のみから生産される製品
- PSR：実質的変更基準を満たす製品
- DMI：僅少の非原産材料
- ACU：累積

12箇月を超えない特定の期間における同一の製品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

任意様式を利用する場合も、この誓約を付記する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

<原産品申告明細書記載要領> 税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書
(オーストラリア協定、TPP11 協定、EU 協定)

| | |
|---|--------------|
| 1. 仕入書の番号及び日付 | |
| 2. 原産品申告書における製品の番号 | 3. 製品の関税分類番号 |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D | |
| 5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 | |
| 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 | |
| (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 | |
| 作成 年 月 日 | |

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成する。

製品の関税分類番号を6桁レベルで記載。

産品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか1つに必ずチェックを付す。
なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、
CTC又は1（関税分類変更基準）
VA又は2（付加価値基準）
SP又は3（加工工程基準）
のいずれか1つにチェックを付す。
また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか一つに必ずチェックを付す。

(4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)
・WO又はA：締約国において完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できる事実
・PE又はB：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
・CTC又は1：すべての非原産材料の関税分類番号と産品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実
・VA又は2：各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
・SP又は3：特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
・その他の原産性の基準：輸入しようとする産品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

| | Material | Remarks |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | Grape | Variety of grape |
| | | Merlot FRANCE 80% |
| | | Cabernet sauvignon FRANCE 20% |
| 2 | Antioxidant | |

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

- カナダから日本に輸入される「革靴」を、TPP11税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対しTPP11税率の適用は可能か。
また、TPP11税率を適用するために必要な手続きは何か。



品番:XXXXXX
アッパー:牛革
ソール:合成底

貨物のHS番号を確認し、EPA税率が設定されていることを確認する。

日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のホームページの「実行関税率表」で調べることができます。

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及び杖並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

2019年4月1日現在

| 統計番号 Statistical code | 品名 Description | 関税率 Tariff rate | | | | | 関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA) | | | TPP11 (CPTPP) | 欧州連合 EU |
|--------------------------|--|--|-----------------|--|-----------|-------------|----------------------------------|----------------------|--------------------|------------------|------------|
| | | 基本 General | 暫定 Temporary | WTO協定 WTO | 特恵 GSP | 特別特恵 LDC | アセアン ASEAN | フィリピン Philippines | スイス Switzerland | | |
| 6403.89 | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | 1 本底がゴム製又はコンポジションレザ製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。) | | | | | | | | | | |
| 011 | (1)床擦用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | 27% | | (27%) | | | 27% | | | 23.6% | 23.6% |
| | (2)その他のもの | 60%又は 4,800円/ 足のうち いずれか 高い税率 | | | | | | | | | |
| | - 共通の限度数量以内のもの | | 21.6% | (21.6%) | | | | | | | |
| | -- 中底が19cmを超えるもの | | | | | | | | | | |
| 012 | --- 紳士用のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| 013 | --- 婦人用のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| 014 | --- その他のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| | - その他のもの | | | | | | | | | | |
| | -- 中底が19cmを超えるもの | | | | | | | | | | |
| 015 | --- 紳士用のもの | | | 30%又は 4,300円/ 足のうち いずれか 高い税率 | | | ●無税～ 5% | 無税 | 無税 | 17.6% | 17.7% |

① EPA税率を適用しようとする貨物のHS番号を確認

② EPA税率が設定されていることを確認

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する

品名: 革靴 (FOB 価格 \$40)
品番: XXXXXX
製造原価計算書

| | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) |
|-----|-------|---------------|----------|---------|
| 直接費 | 材料費 | 1 牛革(甲) | カナダ 41 類 | ■ |
| | | 2 牛革(中底) | 中国 41 類 | ■ |
| | | 3 中敷き用コルク | 中国 45 類 | ■ |
| | | 4 縫糸(ポリエステル) | 中国 54 類 | ■ |
| | | 5 接着剤 | 中国 35 類 | ■ |
| | | 6 本底・ヒール(EVA) | 中国 64 類 | 3 |
| | 労務費 | | | ■ |
| 間接費 | 開発費 | | | ■ |
| | 水道光熱費 | | | ■ |
| | 減価償却費 | | | ■ |
| 合計 | | | | ■ |

<製造工程> 製造工場: カナダ、バンクーバー市

```

    graph TD
      A[牛革を甲、中底に、コルクを中敷きに裁断] --> B[甲、中敷き、中底を縫製]
      C[縫糸] --> B
      B --> D[靴型に成形]
      D --> E[本底・ヒール]
      F[接着剤] --> E
      E --> G[検査]
    
```

Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

材料と製造工程(場所)を確認する



製造工程(場所)

締約国(カナダ)で完全に生産されている

材料

非原産材料を使用している

- × 完全生産品
- × 原産材料のみから生産される産品

「実質的変更基準を満たす産品」といえるか？

⇒ 産品(革靴 6403.99)の品目別規則を確認する

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する

産品(革靴 6403.99)の品目別規則を確認する

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定を選択し、HS番号6桁を入力すると品目別規則を検索できる

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) /Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | TPP11(CPTPP)協定 /Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific |
|------------------|--------------------|--|
| 6403.99 | その他のもの | <p>method, or (b) 55 per cent under the build-down method.</p> <p>第六四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は 第六四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項から第六四・〇二項までの各項、第六四・〇四項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。</p> <p>A change to a good of heading 64.03 from any other chapter; or</p> <p>A change to a good of heading 64.03 from any other heading, except from heading 64.01 through 64.02 or 64.04 through 64.05, subheading 6406.10 or assemblies of uppers other than of wood of subheading 6406.90 provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up</p> |
| | Other | |

検索結果画面

TPP11(CPTPP)協定における、
第6403.99号の品目別原産地規則

Ⅱ. TPP11(CPTPP) 【事例】 革靴 (輸入者自己申告)

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する

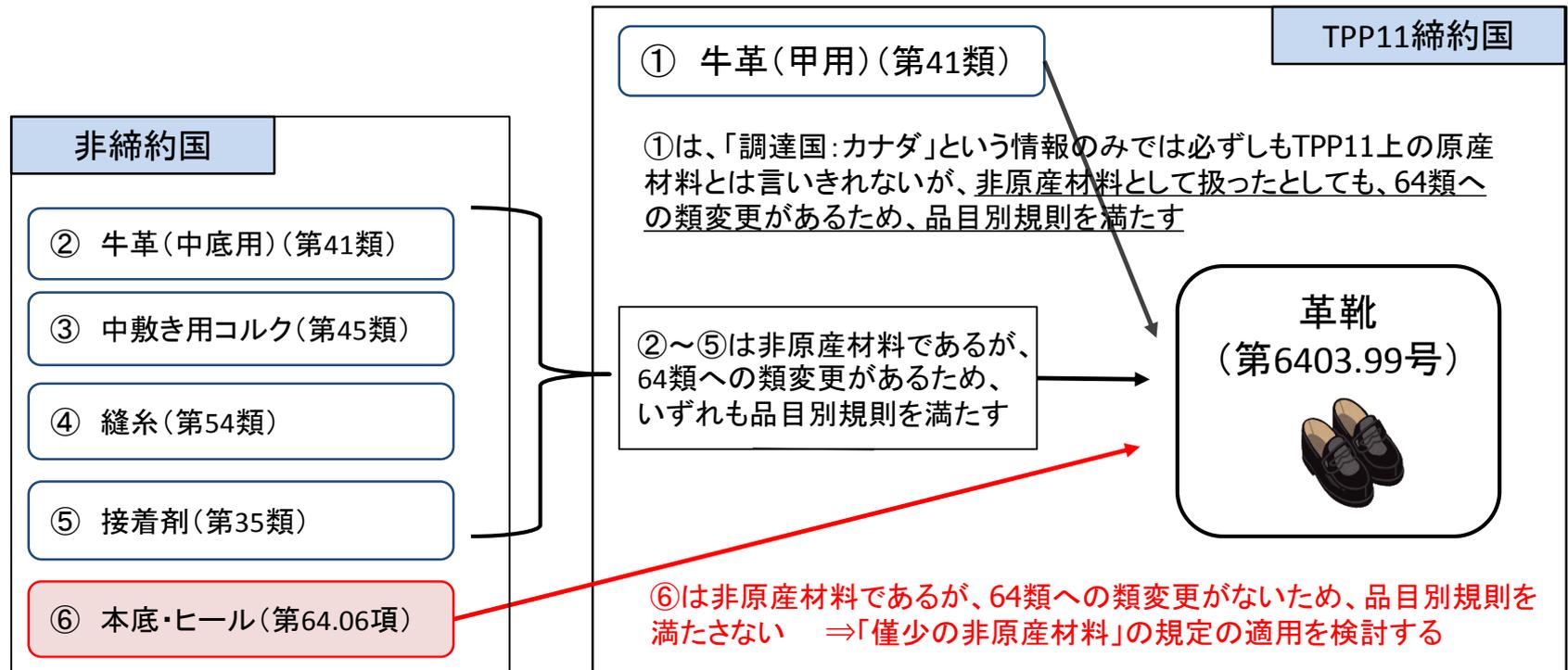
TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること②

今回の事例では、①を検討することとする



Ⅱ. TPP11(CPTPP) 【事例】 革靴 (輸入者自己申告)

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する

品目別規則を満たさない非原産材料である ⑥「本底・ヒール」について、
僅少の非原産材料の規定を適用できるか検討する

品名:革靴(FOB 価格 \$40)
品番:XXXXXX
製造原価計算書

| | | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) | |
|-----|-------|---|-------------|---------|---------|------|
| 直接費 | 材料費 | 1 | 牛革(甲) | カナダ | 41 類 | ■■■■ |
| | | 2 | 牛革(中底) | 中国 | 41 類 | ■■■■ |
| | | 3 | 中敷き用コルク | 中国 | 45 類 | ■■■■ |
| | | 4 | 縫糸(ポリエステル) | 中国 | 54 類 | ■■■■ |
| | | 5 | 接着剤 | 中国 | 35 類 | ■■■■ |
| | | 6 | 本底・ヒール(EVA) | 中国 | 64 類 | 3 |
| | 労務費 | | | | ■■■■ | |
| 間接費 | 開発費 | | | | ■■■■ | |
| | 水道光熱費 | | | | ■■■■ | |
| | 減価償却費 | | | | ■■■■ | |
| 合計 | | | | | ■■■■ | |

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市

```

    graph TD
      A[牛革を甲、中底に、コルクを中敷きに裁断] --> B[甲、中敷き、中底を縫製]
      C[縫糸] --> B
      B --> D[靴型に成形]
      D --> E[本底・ヒール]
      F[接着剤] --> E
      E --> G[検査]
    
```

Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

TPP11(CPTPP)協定 第3・11条 僅少の非原産材料

【基準】

関税分類変更基準が適用される産品にのみ適用され、
原則として産品の価額の10%以下
ただし、繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の
10%以下
例外として、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料
等の規定あり(TPP11原産地規則章附属書C)

➡ 「僅少の非原産材料」の適用が可能

税関に提出する書類については、無関係な箇所は黒塗り可

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する

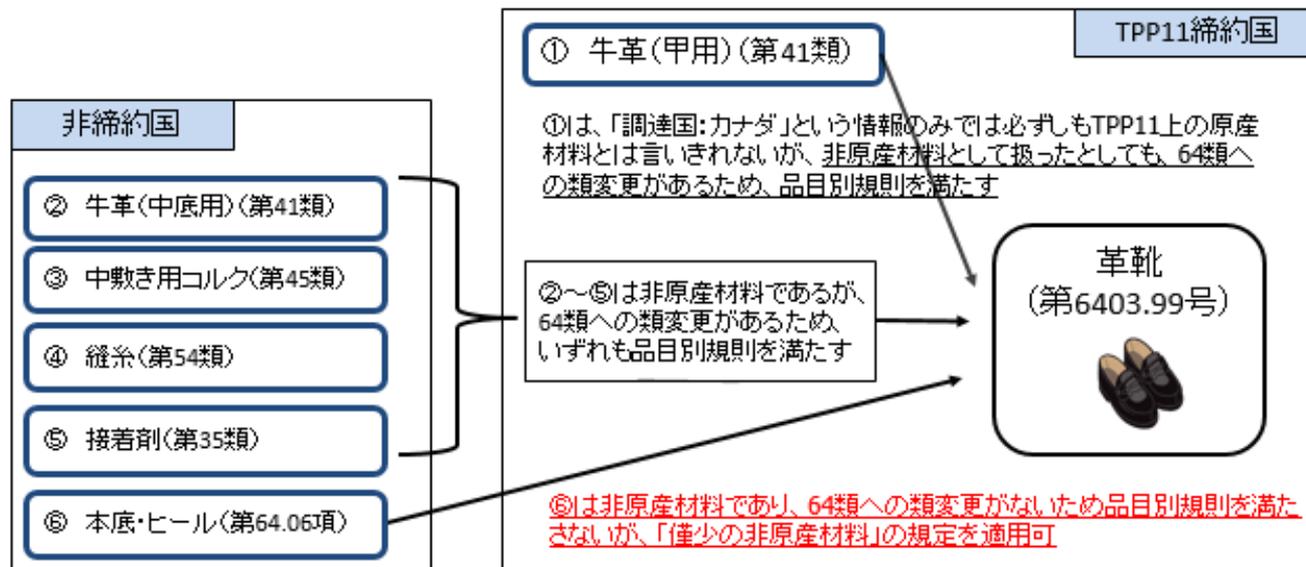
TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更 ……①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第64.06.10号の材料又は第64.06.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること ……②

今回の事例では、①を検討することとする



産品(革靴)は、TPP11(CPTPP)協定上の原産品と認められる

II. TPP11(CPTPP) 【事例】革靴（輸入者自己申告）

手順2：原産品申告書を作成する

<原産品申告書の記載例> 税関様式C第 5292 号-3

原産品申告書
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

| 1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス カナダシューズ株式会社 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada XXX-XXXX XXXXXX@co.ca | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| 2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス | | | |
| 3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp | | | |
| No. | 4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合） | 5. 関税分類番号 (6桁、HS 2012) | 6. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU) |
| 1 | 革靴 (LEATHER SHOES) 仕入書番号: ABC012345、2019.3.1 | 第 6403.99 号 | PSR DMI |
| 7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間） | | | |
| 8. その他の特記事項 | | | |

9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

作成年月日 2019年3月15日
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名 税関
商事
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 代理人の住所又は居所 _____

本原産品申告書の作成者 輸入者、 輸出者、 生産者

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格A4)

輸入者は、当該革靴がTPP11上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意して下さい。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の産品が輸出された場所とする。

4. 製品の概要

品名:革靴(LEATHER SHOES)
ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第6403.99号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR」と記載する。また、僅少の非原産材料の規定を適用しているため「DMI」と記載する。

手順3：原産品申告明細書を作成する

| | |
|--|----------------------------------|
| 税関様式C第5293号 | |
| <p>原産品申告明細書 (<input type="checkbox"/>オーストラリア協定、<input checked="" type="checkbox"/>TPP11協定、<input type="checkbox"/>EU協定)</p> | |
| 1. 仕入書の番号及び日付 | |
| 2. 原産品申告書における製品の番号 [1] | 3. 製品の関税分類番号 第6403.99号 |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO (又はA) <input type="checkbox"/> PE (又はB) <input checked="" type="checkbox"/> PSR (又はC (<input type="checkbox"/> CTC (又は1)・ <input type="checkbox"/> VA (又は2)・ <input type="checkbox"/> SP (又は3)・ <input checked="" type="checkbox"/> DMI (又はE)・ <input type="checkbox"/> ACU (又はD)) | |
| 5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <p>原材料 ①牛革(国) (第41類) ②牛革(中底) (第41類) ③中敷き用コルク (第45類) ④縫糸 (第54類) ⑤接着剤 (第35類) ⑥本底・ヒール (第64類)</p> <p>製造工程 カナダ・バンクーバー市所在の輸出者の向上において、上記材料を用いて本産品を製造する。①②の牛革及び③のコルクを、甲、中底、中敷きに裁断し、④の縫い糸で縫製したものを、⑤の接着剤で⑥の本底・ヒールと圧着する。</p> <p>①～⑤は類の変更を満たす。⑥は僅少の非原産材料の規定を適用できる。したがって、本産品はTPP11協定上の原産品である。</p> <p>上記事実は、別添製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。</p> | |
| 6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) | 印又は署名 印又は署名 |
| 作成 2019年 ××月 1日 | |
| <p>※WO (又はA)：完全生産品、PE (又はB)：原産材料のみから完全に生産される産品、PSR (又はC)：実質的変更基準を満たす産品、CTC (又は1)：関税分類変更基準、VA (又は2)：付加価値基準、SP (又は3)：加工工程基準、DMI (又はE)：僅少の非原産材料 (又は許容限度)、ACU (又はD)：累積</p> | |
| (規格A4) | |

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の産品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「産品の概要」における産品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR又はC」にチェックし、かつ、関税分類変更基準を適用するので、「CTC又は1」にチェックする。さらに、僅少の非原産材料の規定を適用しているので、「DMI又はE」にチェックする。

5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。

税関商事

手順4: 関係書類を添付する

原産性を確認した資料(製造原価証明書、製造工程表等)を、
原産品申告明細書の関係書類として添付する。

品名:革靴(FOB 価格 \$40)
品番:XXXXXX
製造原価計算書

| | | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) | |
|-----|-------|---|-------------|---------|---------|------|
| 直接費 | 材料費 | 1 | 牛革(甲) | カナダ | 41 類 | ■■■■ |
| | | 2 | 牛革(中底) | 中国 | 41 類 | ■■■■ |
| | | 3 | 中敷き用コルク | 中国 | 45 類 | ■■■■ |
| | | 4 | 縫糸(ポリエステル) | 中国 | 54 類 | ■■■■ |
| | | 5 | 接着剤 | 中国 | 35 類 | ■■■■ |
| | | 6 | 本底・ヒール(EVA) | 中国 | 64 類 | 3 |
| | 労務費 | | | | | ■■■■ |
| 間接費 | 開発費 | | | | ■■■■ | |
| | 水道光熱費 | | | | ■■■■ | |
| | 減価償却費 | | | | ■■■■ | |
| 合計 | | | | | ■■■■ | |

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市

```

    graph TD
      A[牛革を甲、中底に、コルクを中敷きに裁断] --> B[甲、中敷き、中底を縫製]
      C[縫糸] --> B
      B --> D[靴型に成形]
      D --> E[本底・ヒール]
      F[接着剤] --> E
      E --> G[検査]
    
```

Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

附属書3-Dに定められた申告文（仕入書その他の商業上の文書上に作成する。）

日本語

(期間..... から まで)

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準)

.....
(場所及び日付)

.....
(輸出者の氏名又は名称)

英語

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.

.....
(Origin criteria used)

.....
(Place and date)

.....
(Printed name of the exporter)

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間（作成の日から12箇月を超えない期間）を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすることができる。

産品の原産地を記載する。
“the European Union” 又は “Japan”

該当する特惠基準（A、B、C）のいずれかを必ず記載する。なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて（1、2、3）のいずれかを必ず記載する。また、必要に応じてD又はEを記載する。

- A:完全生産品
- B:原産材料のみから生産される産品
- C:実質的変更基準を満たす産品
 - 1：関税分類変更基準
 - 2：付加価値基準
 - 3：加工工程基準
- D：累積
- E：許容限度

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

ほか22言語の申告文が用意されている。

様式は任意です

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

税関様式C第 5292 号-4

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む）

| No. | 2. 商品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。 | 3. 関税分類番号（6桁、HS 2017） | 4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3）） 適用するその他の原産性の基準（D、E） |
|-----|---|-----------------------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

5. 包括的な期間（同一の産品が2回以上輸送される場合の期間）

6. その他の特記事項

7. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日
 作成者の氏名又は名称 印又は署名
 作成者の住所又は居所
 代理人の氏名又は名称 印又は署名
 代理人の住所又は居所

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 実質的変更基準を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

産品毎に記載する。

品名は、対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準（A、B、C）のいずれかを必ず記載する。
 なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて（1、2、3）のいずれかを必ず記載する。
 また、必要に応じてD又はEを記載する。

- A: 完全生産品
- B: 原産材料のみから生産される産品
- C: 実質的変更基準を満たす産品
 - 1: 関税分類変更基準
 - 2: 付加価値基準
 - 3: 加工工程基準
- D: 累積
- E: 許容限度

12箇月を超えない特定の期間における同一の産品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

◆ 令和元年7月17日税関HP周知文別添

◆ 記載事項

1. 仕入書の番号及び日付
 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載)
2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明
3. 説明(資料)作成者の情報と、当該者の印又は署名

◆ 様式

- 様式は任意
- 令和元年7月17日付税関HP掲載周知文別添の様式を使用可能

Explanation that the product satisfies the origin criteria
(Japan-EU EPA)

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日： 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

3. 作成者
 氏名又は名称： _____ 印又は署名

 住所又は居所： _____

 (代理人が作成した場合)
 氏名又は名称： _____ 印又は署名

 住所又は居所： _____

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

| | Material | Remarks |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | Grape | Variety of grape |
| | | Merlot FRANCE 80% |
| | | Cabernet sauvignon FRANCE 20% |
| 2 | Antioxidant | |

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

日EU・EPA 輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について (令和元年7月17日 税関HP掲載)

○ 一部税関手続の簡略化(令和元年8月1日～)

- ① 原産品申告明細書の記載事項を簡略化。
- ② 輸出者自己申告の場合で(*)、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外の説明(資料)を提供できないときの手続を、以下のとおり簡略化。
 - ・ NACCS上で、説明(資料)を提出できない旨を入力する(12/1～コードによる入力)。
 - ・ 原産品申告明細書の提出は不要。

(*) 輸入者自己申告は、輸入者が産品が原産品であることの情報を入力していることを前提としているため、説明(資料)が提供できないことは想定されない。

○ 再周知及び留意事項

- ◆ 輸入者は、提供することができる範囲において、輸入申告の一部として、産品が日EU・EPAの特恵適用要件を満たすことの説明(資料)(原産品申告明細書及び関係書類)を税関に提供する。
⇒ 輸入者は、説明(資料)が入手できる場合は、輸入申告時に税関に提出する。
- ◆ 輸出者は、作成する原産品申告書及び提供する情報の正確性について責任を負う。
- ◆ 輸出者自己申告の場合、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外に提供できる説明(資料)を持たないことを理由に、税関が申告時に特恵要求の拒否や、適用の否認をすることはない。
- ◆ 税関は、リスク評価により、必要に応じ、輸入申告時又は輸入許可後に、輸入された産品の原産品としての資格を確認するため、産品についての情報を求める。その結果、EPA税率の適用を否認することがある。

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

- イタリアから日本に輸入される「Tシャツ」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



Tシャツ
(製造国:イタリア)



手順1: 原産品申告書と関係書類を入手する

輸出者による自己申告 (附属書3-D申告文)

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)
...C3.....

(Place and date)
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

(Printed name of the exporter)
MILANO GARMENT CO.,LTD.

C: 実質的変更基準を満たす産品
3: 加工工程基準

⇒ 「C」なので、非原産材料を使用している

輸出者から提出された資料

品名 : Tシャツ
品番 : XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|---|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国 : 中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国 : 中国 |

<製造工程>
製造工場 : MILANO GARMENT CO.,LTD.
(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)

```

    graph TD
      A[1. 2の生地  
裁断] --> B[縫製]
      B --> C[検査]
      C --> D[梱包]
    
```

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXX, 20121, Milano, Italy

製造工程(場所)

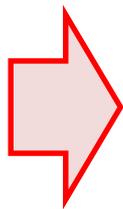
EU域内で完全に生産されている

材料

非原産材料を使用している

⇒ 産品(Tシャツ)の品目別規則を確認する

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する



| | |
|---|--------------------------------------|
| 日EU・EPA品目別規則 61.01-61.17 | |
| 「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品」 | メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ |
| その他の産品 | (省略) |



Tシャツ 61.09項
(製造国:イタリア)

EU域内で

- ・生地を編んでいること、
- ・生地を裁断して産品(Tシャツ)を製品化していることを確認する

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ
品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|---|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国：中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国：中国 |

<製造工程>

製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.
(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

日EU-EPA 品目別規則 第61.01項—第61.17項

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること
(布の裁断を含む。)との組合せ

材料1「綿製編み生地」

EU域内でメリヤス編みしている

材料2「綿織物」、材料3「縫糸」

EU域内で製造されていないが、

産品(Tシャツ)はEU原産品と

認められるか？

産品(Tシャツ)

EU域内で生地を裁断・縫製して製造している



Tシャツ 61.09項
(製造国:イタリア)

日EU協定附属書3-A 品目別規則の注釈

注釈3 附属書3-Bの規定の適用

1. (省略)
2. (省略)
3. 一の品目別原産地規則が産品について特定の材料から生産されるものでなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

原産地規則解釈例規（平成26年6月13日財関第598号）

税関HP(原産地ポータル)掲載

第3章(その他の原産地基準等関連)

2. EU協定附属書3-A(品目別原産地規則の注釈)注釈3第3項の規定について

EU協定の附属書3-A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

同協定附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

本事例のように、品目別規則の要件が「メリヤス編み又はクロセ編み」である場合、材料2、3のように「編むことができない材料」は品目別規則を考慮しなくてよい。

→ **産品(Tシャツ)は、品目別規則を満たす**

手順3: 原産品申告明細書を作成する

産品が原産性の基準を満たすことの説明（日EU協定）

作成日：2019年10月1日

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

【製造工程】

メリヤス編み：フランス

裁断及び縫製：イタリア

上記製造がイタリアで行われていることについては、別添資料を参照。

3. 作成者

氏名又は名称：税関芝浦商事株式会社 印又は署名

住所又は居所：東京都港区海岸 2-7-68

（代理人が作成した場合）

氏名又は名称： 印又は署名

住所又は居所：

同じような産品であっても、サイズや色等が異なることにより使用する材料や生産工程が異なるのであれば産品毎に説明が必要になる。

しかし、例えば「Tシャツ」と「カーディガン」のように、産品が異なっても材料の生産工程やその工程が行われた国が同じであれば、説明をまとめることが可能。

「生産工程表」などを添付することが想定されるが、加工工程が確認できれば他の説明（資料）であってもよい。

繊維及び繊維製品は、ほとんどの品目について品目別原産地規則が加工工程基準。

加工工程基準の場合、「どこで」「何が行われたのか」を説明することがポイント。材料のHS番号は記載不要。

手順4: 関係書類を添付する

原産性を確認した資料(製造原価証明書、製造工程表等)を、原産品申告明細書の関係書類として添付する。

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ
 品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|---|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国：中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国：中国 |

<製造工程>
 製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.
 (XXXX XXXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)

```

    graph TD
      A["1. 2の生地  
裁断"] --> B["縫製"]
      B --> C["検査"]
      C --> D["梱包"]
    
```

MILANO GARMENT CO.,LTD.
 XXXX XXXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

- イタリアから日本に輸入される「トマト缶」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



トマト缶（イタリア産）
材料：トマト、トマトピューレ、岩塩

手順1: 原産品申告書と関係書類を入手する

輸出者による自己申告（附属書3-D申告文）

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)
...C3.....

(Place and date)
XXX20201,XXXXXXX, Italy, XX.XX.2019

(Printed name of the exporter)
ITALY TOMATO CO.,LTD.

- C: 実質的変更基準を満たす産品
- 3: 加工工程基準(又は1:関税分類変更基準)

⇒ 「C」なので、非原産材料を使用している

輸出者から提出された資料

品名: トマト缶 (FOB €100)

材料

| | 材料名 | 備考 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | トマト | イタリア産 |
| 2 | トマト ピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 | 岩塩 | |

<製造工程>
 トマト産地:イタリア●●州
 トマト缶製造工場: ITALY TOMATO CO.,LTD.
 (XXX20201,XXXXXXX, Italy)

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
 →カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.
 XXX20201,XXXXXXX, Italy

製造工程(場所)

EU域内で完全に生産されている

材料

非原産材料を使用している

⇒ 産品(トマト缶)の品目別規則を確認する

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する

日EU・EPA品目別規則 第20.02項－第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

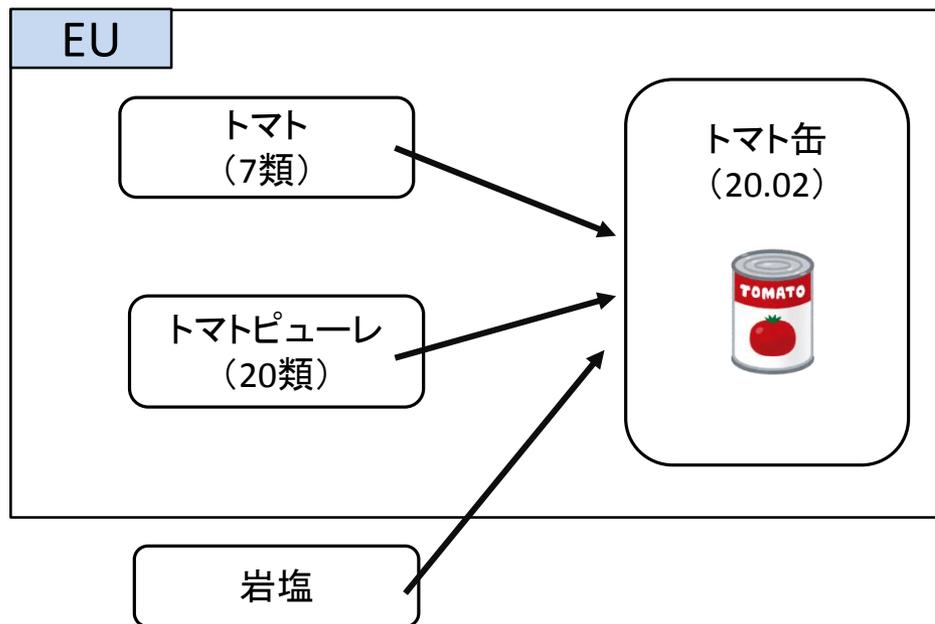
| | 材料名 | 備考 |
|---|---------|--------------|
| 1 | トマト | イタリア産 |
| 2 | トマトピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 | 岩塩 | |

<製造工程>

トマト産地：イタリア●●州

トマト缶製造工場：ITALY.TOMATO.CO.,LTD.
(XXX20201,XXXXXX, Italy)

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷



トマトピューレ(20類)に使用されている材料であるトマト(7類)についても、品目別規則は及ぶか？

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日財関第598号)

税関HP(原産地ポータル)掲載

第1章(第1部～第4部関連)

2. EU協定附属書3-B中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定の附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において 直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

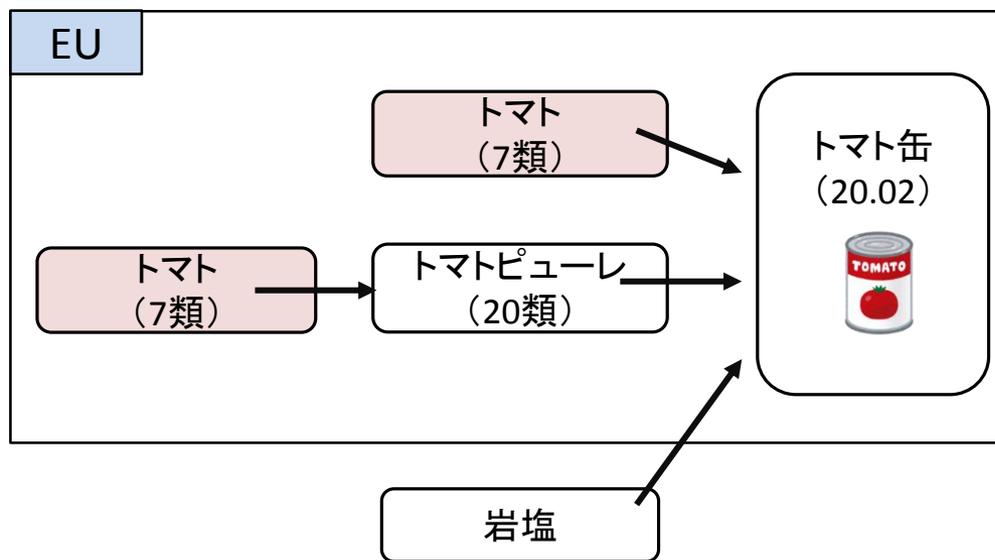
| 材料名 | 備考 |
|-----------|--------------|
| 1 トマト | イタリア産 |
| 2 トマトピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 岩塩 | |

<製造工程>

トマト産地：イタリア●●州

トマト缶製造工場：ITALY.TOMATO.CO.,LTD.
(XXX20201.XXXXXX.Italy)

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷



本事例では、生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであることが確認できることから、産品(トマト缶)は、日EU・EPA上のEU原産品と認められる

手順3： 原産品申告明細書を作成する

産品が原産性の基準を満たすことの説明（日 EU 協定）

作成日： 2019 10 由

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

【原材料】

トマト
 トマトピューレ
 岩塩（原産地不明）

本品は、イタリア所在の輸出者工場においてイタリア産トマトから製造したものであることから、EUの原産品である。

上記事実は、別添資料により確認することができる。

3. 作成者

氏名又は名称： 税関芝浦商事株式会社 税関芝浦 印又は署名

住所又は居所： 東京都港区海岸 2-7-68

（代理人が作成した場合）

氏名又は名称： _____ 印又は署名

住所又は居所： _____

「2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明」では、産品（トマト缶）が原産品と認められるための条件をどのように満たしているのかについて説明する。

手順4： 関係書類を添付する

原産性を確認した資料（製造原価証明書、製造工程表等）を、
原産品申告明細書の関係書類として添付する。

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

| | 材料名 | 備考 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | トマト | イタリア産 |
| 2 | トマト ピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 | 岩塩 | |

<製造工程>
 トマト産地：イタリア●●州
 トマト缶製造工場：ITALY TOMATO CO.,LTD.
 (XXX20201,XXXXXXX, Italy)

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
 →カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.
 XXX20201,XXXXXXX, Italy

I. 自己申告制度利用の流れ

II. TPP11 (CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III. 日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

- ドイツで「アクリル酸エチル」(HS2916.12)を生産するが、日EU・EPA上のEU原産品と認められるか。

別添資料1 (INVOICE)、 別添資料2 (Material List、輸出者作成のLetter)、
及び下記品目別規則をもとに検討してください。

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) /Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | 日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA |
|------------------|--------------------|--|
| 2916.12 | アクリル酸のエステル | CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB) |

CTSH 非原産材料について、「号の変更(=HS6ケタ変更)」が行われること

$$\text{MaxNOM (\%)} = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額 (EXW)}} \times 100$$

$$\text{RVC (\%)} = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$



カスタム君

次のスライドから
演習の解説をします。

別添資料 1

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY

Invoice No. **OBTH-035**

COMMERCIAL INVOICE

Date: **OCT. 1, 2019**

Sold to: OAI CHEMICAL JAPAN CO., LTD.
2-7-68 KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN
Shipped from: **HAMBURG, GERMANY**
to: **TOKYO, JAPAN**
Shipped per: **ORIGIN-MARU** on: **FEB.23, 2019**
Term of payment: **L/C No.0123456789**

| Mark & Number | Quantity | Description of goods | Unit Price | Amount |
|-------------------|----------|---|----------------------|-----------------------------|
| OAI CHEMICAL #1-2 | 40MT | ETHYL ACRYLATE PO No.1358615 HS2916.12 (U.S DOLLARS FIFTY SIX THOUSAND EIGHT HUNDRED ONLY) COUNTRY OF ORIGIN GERMANY | US\$/MT 1,420 | C.I.F US\$ 56,800 |
| Total | | | | 56,800.0 |

OAI Chemical (GERMANY) CO., LTD.

SYL CAMELLIA *Syl Camellia*
Quality Control Manager

(Period: from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. **12345**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **the European Union** preferential origin.

(Origin criteria used)

..... **C 1**

(Place and date)

Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY FEB. 26, 2019

(Printed name of the exporter)

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.

附属書3-Dに定められた申告文
(輸出者自己申告)

Origin criteria used (原産性の基準)

C 1

(C 実質的変更基準を満たす産品
1 関税分類変更基準)

➡ 「C」なので、
非原産材料を使用している

別添資料 2

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY

Material List

Product Name: ETHYL ACRYLATE
PO No: 1358615
HS Code: 2916.12
Weight: 95kg/MT

| | Material | HS code | Origin |
|---|--------------------|---------|------------------------|
| 1 | Crude Acrylic Acid | 2916.11 | GERMANY Origin |
| 2 | Etanol | 2207.10 | GERMANY Origin |
| 3 | p-Methoxyphenol | 2909.50 | Imported from THAILAND |

OAI Chemical (GERMANY) CO., LTD.
SYL CAMELLIA *Syl Camella*
Quality Control Manager

輸出者から提出されたレター

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY

ドイツベルリン所在の弊社工場において、上記原材料を使用し、エステル化等の工程を経て、製品であるアクリル酸エチルを製造している。
なお、製造工程表については、営業秘密が含まれているため提出できない。

OAI Chemical (GERMANY) CO., LTD.
SYL CAMELLIA *Syl Camella*
Quality Control Manager

製造工程(場所)

EU域内で完全に生産されている

材料

非原産材料を使用している

- × 完全生産品
- × 原産材料のみから生産される製品

「実質的変更基準を満たす製品」といえるか？



製品(ETHYL ACRYLATE 2916.12)の
品目別規則を確認する

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) /Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | 日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA |
|------------------|--------------------|--|
| 2916.12 | アクリル酸のエステル | ① <u>CTSH</u> 、 ② <u>化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること</u> 、 ③ <u>MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は</u> ④ <u>RVC五十五パーセント (FOB)</u> |

〔CTSH
非原産材料について、「号の変更(=HS6ケタ変更)」が行われること〕

「①、②、③又は④」 ⇒ どれか一つを満たせばよい

- ① …… 関税分類変更基準
- ② …… 加工工程基準
- ③、④… 付加価値基準

附属書3-Dに規定する申告文(輸出者自己申告)では、原産性の基準は「C 1」
(C:実質的変更基準、1:関税分類変更基準)

⇒ ①を満たすかについて検討する

品目別規則

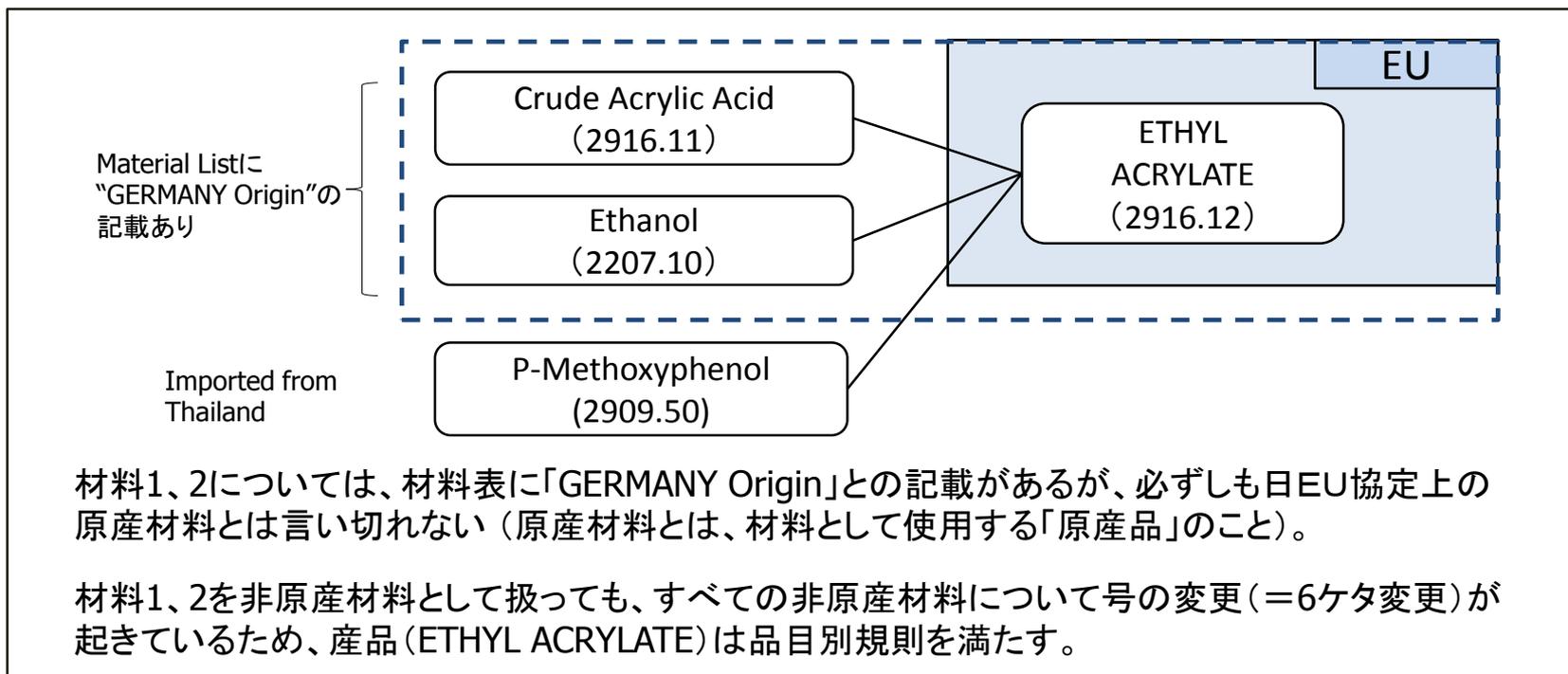
| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | 日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA |
|------------------|--------------------|--|
| 2916.12 | アクリル酸のエステル | CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB) |

Material List

| | Material | HS code | Origin |
|---|--------------------|---------|------------------------|
| 1 | Crude Acrylic Acid | 2916.11 | GERMANY Origin |
| 2 | Ethanol | 2207.10 | GERMANY Origin |
| 3 | p-Methoxyphenol | 2909.50 | Imported from Thailand |

CTSH

非原産材料について、「号の変更(=HS6ケタ変更)」が行われること



日EU・EPA税率で日本に輸入するには？

⇒ 原産品申告明細書(別添資料3)を作成

原産品申告明細書

様式は任意です

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: 2019年 10月 1日

1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

<原材料>

- ① アクリル酸 (第2916.11号)
- ② エタノール (第2207.10号)
- ③ p-メトキシフェノール(第2909.50号)

<製造工程>

ドイツ・ベルリン内の輸出者工場において上記原材料を使用し、産品を製造する。

上記事実は別添の材料一覧表及び輸出者によるレターにより確認することができる。

3. 作成者

氏名又は名称: 税関芝浦商事株式会社 印又は署名

住所又は居所: 東京都港区海岸 2-7-68

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: 印又は署名

住所又は居所:

関係書類

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Belrin, GERMANY

Material List

Product Name: ETHYLACRYLATE
PO No: 1358615
HS Code: 2916.12
Weight: 95kg/MT

| | Material | HS code | Origin |
|---|--------------------|---------|------------------------|
| 1 | Crude Acrylic Acid | 2916.11 | GERMANY Origin |
| 2 | Etanol | 2207.10 | GERMANY Origin |
| 3 | p-Methoxyphenol | 2909.50 | Imported from THAILAND |

OAI Chemical (GERMANY) CO., LTD.
SYL CAMELLIA
Quality Control Manager

OAI CHEMICAL (GERMANY) CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Belrin, GERMANY

ドイツベルリン所在の弊社工場において、上記原材料を使用し、エステル化等の工程を経て、産品であるアクリル酸エチルを製造している。
なお、製造工程表については、営業秘密が含まれているため提出できない。

OAI Chemical (GERMANY) CO., LTD.
SYL CAMELLIA
Quality Control Manager

ご清聴ありがとうございました。



カスタム君